

「日本円金利指標に関する検討委員会」第12回議事要旨

(2020年2月25日(火) 16時00分～17時15分、日本銀行本店会議室)

1. 各国の金利指標等を巡る動向

- 事務局より、「日本円金利指標に関する検討委員会」(以下、検討委員会)に対して、各国の金利指標を巡る最新の動向について説明が行われた。
- 議長より、先般開催された、金融安定理事会(FSB)の作業部会であるOfficial Sector Steering Group(OSSG)の対面会合の概要について説明が行われた。
- 国際スワップ・デリバティブズ協会より、デリバティブ契約におけるフォールバックの恒久的停止・公表停止前トリガー等に関する論点および今後のスケジュールについて説明が行われた。

2. ターム物RFR金利タスクフォースからの報告

- ターム物RFR金利タスクフォース(以下、タスクフォース)より、これまでの検討内容等について報告が行われた。また、頑健なターム物リスク・フリー・レートの構築に向けて、市場慣行面での整備を通じたOIS取引の流動性向上について、検討委員会の協力も得て議論を行う必要があるとの認識が示された。
- タスクフォースより、ターム物リスク・フリー・レートの参考値の算出・公表主体の応募先にかかる評価について、以下の報告が行われた。
 - ・ 検討委員会による公募に対しては、指標運営の実績がある複数の先から応募があった。タスクフォースでは、指標の算出・公表が適切に行われる事務・システム体制が構築されるかといった複数の評価項目を設定のうえ、応募先によるプレゼンテーションの内容をふまえ、評価を行った。
 - ・ 評価の結果、タスクフォースでは、ほぼ全ての評価項目で最も評価が高かった株式会社QUICK(以下、QUICK)が、算出・公表主体として適当であるとの結論に至った。
- 銀行メンバーからは、「欧州ベンチマーク規制の適用に向けた対応等をふまえても、2021年半ば頃を目途に確定値を公表するとのスケジュールを実現できると判断したということか」との質問があり、事務局より、「金融庁のサポートのもと、QUICKによる主体的な取り組みによって実現可能であると判断した」との回答があった。また、金融庁より、「今後の確定値の公表にあたっては、金融商品取引法および欧州ベンチマーク規制等の外国規制上の取扱いについて、金融庁としても適切にサポートしていきたい」

との発言があった。

以上の検討委員会としての議論を行った結果、議長からは、市中協議文書で示していた方針や要件に沿った内容となっているほか、ほぼ全ての評価項目で最も評価が高かったQUICKが、算出・公表主体として相応しいと判断することが諮られ、メンバー間で合意された。

- 最後に、事務局より、2021年半ば頃までを目途に確定値を公表することとしているターム物リスク・フリー・レートの構築に向けたスケジュールについて説明があった。

3. 業界団体における取り組み

- 前回対面会合において、各業界団体において業界毎の対応を進めていく旨の発言があったことから、その後の取り組みについて説明があった。
- まず全国銀行協会からは、以下のとおり説明があった。
 - ・ 1月末に、全国銀行協会ウェブサイトにおいてLIBORに関する特設ページを公表し、参考資料を掲載したほか、FAQについても会員向け通達として発出した。
 - ・ 相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）について検討を行ってきた。
 - ・ 債券については、フォールバック条項の導入にかかる会社法上の位置付け等について法律事務所から意見書を取得予定であり、本年度内に取りまとめを予定している。
- また、日本証券業協会からは、「1月以降、証券業界としての意見交換会を複数回開催し、論点整理に努めている。今後取りまとめた内容については、必要に応じて对外公表し、関係者にフィードバックしていくことを考えている」との発言があった。
- 全国銀行協会からの説明のうち、貸出のフォールバック条項のサンプルについて、複数の事業法人メンバーや証券会社メンバーから、「現時点では、貸手の裁量が大きい印象を与えている記述があるが、貸手・借手双方にとって中立的なサンプルを作成することが肝要である。また、広く統一的な利用に適うサンプルとすることも重要である。全銀協には慎重に検討を継続頂きたい」との意見があった。

こうした意見をふまえて全国銀行協会からは、「後継金利は、契約当事者間の合意により決定することが大前提である。ご指摘の点についても、合意に向けて貸付人が借入人に十分な説明を行うことが原則であると認識している」との説明があった。

金融庁からは、「本サンプルについては、メンバーからの意見もふまえたうえで運用

してほしい。金融庁としては、顧客保護の観点から、個々の金融機関による顧客説明や移行対応が適切に行われているか、モニタリングしていく」との発言があった。

- 議長からは、「各業界団体における、LIBORの恒久的停止に備えた本邦全体の円滑な対応を促す取り組みに謝意を表す。全国銀行協会が作成したサンプルについても、広く参照され利用されるという目的に照らして、貸手・借手双方の見解をふまえたサンプルの作成を目指して、今後も協議を続けて頂きたい」との意見が示された。

4. 検討委員会における今後の取り組み

- 議長より、検討委員会における今後の取り組みについて、以下の提案があり、メンバー間で合意された。
 - ・ 貸出について、円LIBORからのフォールバックが生じた場合のスプレッド調整にかかる検討を、貸出サブグループにおいて行うこと。債券については、キャッシュ商品全体に共通する論点については、貸出サブグループでの検討を参考にしつつ、債券固有の論点がある場合に、別途債券サブグループで検討することを想定。
 - ・ ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上に向けて、OIS取引の流動性向上の観点から、市場慣行の整備に向けた検討をターム物金利構築に関するサブグループにおいて行うこと。なお、インターバンク市場の慣行に関する検討が中心となることから、金融機関メンバーを中心に検討することを想定。

5. その他

- 副議長より、今後の対外情報発信について説明が行われ、今春を目途としたターム物リスク・フリー・レート（参考値）の公表開始や、個社毎の取り組み、業界団体等における具体的事項の検討の進展が見込まれることから、こうした金利指標改革の進捗状況を引き続き点検するほか、検討委員会としての情報発信を継続していく方針であること等が示された。

以 上

「日本円金利指標に関する検討委員会」第12回会合 参加者

(メンバー)

議	長	三 菱 U F J 銀 行	松 浦 太 郎
副	議 長	野 村 證 券	野々村 茂
		み ず ほ 銀 行	小早川 究
		三 井 住 友 銀 行	折 原 隆 志
		横 浜 銀 行	荒 井 智 希
		愛 媛 銀 行	伊與田 聖 司
		ド イ ツ 銀 行	森 田 茂 樹
		大 和 証 券	稲 田 雄 一 郎
		ゴールドマン・サックス証券	田 口 研 吾
		モルガン・スタンレーMUFJ証券	江 塚 剛
		ゆ う ち ょ 銀 行	内 山 勝 一 郎
		農 林 中 央 金 庫	永 田 士 郎
		信 金 中 央 金 庫	田 中 宏 之
		日 本 生 命 保 険	岡 本 慎 一
		東京海上ホールディングス	新 川 真 也
		大和証券投資信託委託	高 尾 憲 久
		丸 紅	橋 本 高 男
		三 井 不 動 産	水 島 修
		東 日 本 旅 客 鉄 道	石 丸 幹 人
		三 菱 U F J リ ー ス	富 永 修
		日 本 電 信 電 話	橋 本 誠 一

(オブザーバー)

全銀協 TIBOR 運営機関	世 良 裕 一
国際スワップ・デリバティブズ協会	森 田 智 子
金 融 法 委 員 会	戸 塚 貴 晴

(弁護士)

東京金融取引所	瀬尾 亮介
日本証券クリアリング機構	金子 貴比古
全国銀行協会	小山 寛隆
日本証券業協会	松永 秀昭
金融庁	青崎 稔
日本銀行	大竹 弘樹
日本銀行	塩沢 裕之

今回の会合には、以下の各サブグループ（SG）議長およびワーキンググループ（WG）取り纏め役が出席した。

貸出 SG 議長	みずほ銀行	柴田 憲幸
債券 SG 議長	野村證券	橋本 茂
チーム物金利構築 に関する SG 議長	シティグループ証券	渡辺 敦也
通貨スワップ等 WG 取り纏め役	三井住友銀行	石川 聡

(敬称略)

以上